

平成 29 年 5 月 24 日

土 木 部 各 課 長
土 木 部 各 出 先 機 関 長
様

土 木 部 長

予定価格に関する積算疑義申立手続について

高知県が発注する建設工事等の競争入札については、落札決定後に設計書積算内訳を公表し、予定価格に関する積算疑義を受け付けることとしています。

このたび、予定価格の積算疑義について、申立方法や確認方法の手続きを明確化し、別添のとおり「予定価格に関する積算疑義申立手続要領」を定めましたのでお知らせします。

1 目的

落札決定後、入札参加者から積算疑義の申立てを受け付けることにより、予定価格に係る積算に不備等を有したままの契約を防止することを目的とする。

2 対象とする入札

一般競争入札及び指名競争入札